

使用開始日  
2024年11月20日

## グローバルドライブ

◆(年1回決算型)限定為替ヘッジ ◆(年1回決算型)為替ヘッジなし

追加型投信／内外／資産複合

|                 | 商品分類    |        |               | 属性区分            |      |             |           |           |
|-----------------|---------|--------|---------------|-----------------|------|-------------|-----------|-----------|
|                 | 単字型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産          | 決算頻度 | 投資対象地域      | 投資形態      | 為替ヘッジ*2   |
| (年1回決算型)限定為替ヘッジ | 追加型     | 内外     | 資産複合          | その他資産(投資信託証券*1) | 年1回  | グローバル(含む日本) | ファミリーファンド | あり(限定ヘッジ) |
| (年1回決算型)為替ヘッジなし |         |        |               |                 |      |             |           | なし        |

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合(株式 一般、債券 一般)」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「グローバルドライブ(年1回決算型)限定為替ヘッジ／(年1回決算型)為替ヘッジなし」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年11月19日に関東財務局長に提出しており、2024年11月20日にその効力が生じております。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

### アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号  
設立年月日:1985年7月1日  
資本金:20億円(2024年8月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:19兆1,684億円  
(2024年8月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

### みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



# ファンドの目的・特色

## <ファンドの名称について>

各ファンドについて、正式名称ではなく、下記の略称を使用することがあります。

| ファンドの正式名称                | 略 称         |
|--------------------------|-------------|
| グローバルドライブ(年1回決算型)限定為替ヘッジ | 限定為替ヘッジファンド |
| グローバルドライブ(年1回決算型)為替ヘッジなし | 為替ヘッジなしファンド |

※それぞれのファンドを「ファンド」あるいは「各ファンド」という場合があります。

## ファンドの目的

主としてグローバルドライブ・マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)への投資を通じて、世界各国のさまざまな資産への分散投資を実質的に行い、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 世界各国の株式や債券などさまざまな資産への分散投資で得られる収益の獲得を目指します。

- 各ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

※詳しくは後述「ファンドの仕組み」をご覧ください。

- マザーファンドを通じて、各ファンドは主として「ブラックロック・グローバル・ファンズ・グローバル・アロケーション・ファンド・クラスX」(以下「アロケーション・ファンド」といいます。)米ドル建投資証券に実質的な投資を行います。

- 補助的な位置付けとして、短期米ドル建債券などを主要投資対象とする上場投資信託証券(以下「短期米ドル債ETF」といいます。)にも、マザーファンドを通じた実質的な投資を行います。

ただし、アロケーション・ファンドの実質組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

※短期米ドル債ETFについては、規模、流動性、信用リスク、追従するベンチマーク指数の差異などを総合的に判断して、銘柄を決定します。

※各ファンドが実質的に投資するアロケーション・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえマザーファンドおよび各ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- マザーファンドにおけるアロケーション・ファンドへの投資に係る指図権限を、ブラックロック・ジャパン株式会社に委託します。

### ブラックロック

・「ブラックロック」は、運用資産総額で世界最大級の独立系運用会社であるブラックロック・インクおよびグループ会社の総称です。

・「ブラックロック」の運用資産総額は10.6兆米ドル(約1,712兆円\*)にのびります。

・「ブラックロック」は世界各国の個人投資家および機関投資家のため、株式、債券およびオルタナティブ商品といったさまざまな資産クラスの運用を行っています。

・ブラックロック・ジャパン株式会社は、「ブラックロック」の日本拠点です。

上記は2024年6月末時点です。 ※1米ドル=160.86円で換算

**BLACKROCK®**



# ファンドの目的・特色

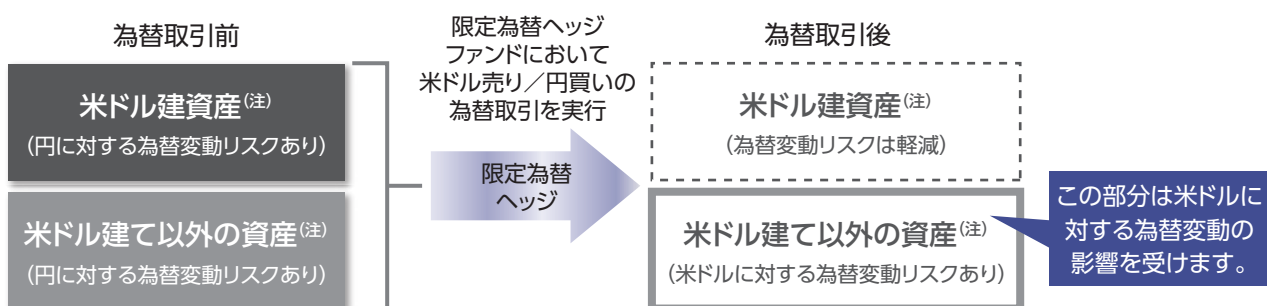
## 2 為替ヘッジの有無に応じて以下のファンドからお選びいただけます。

(年1回決算型) 限定為替ヘッジ

(年1回決算型) 為替ヘッジなし

- 「限定為替ヘッジファンド」では、実質外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて米ドル売り／円買いの為替取引を行います。
- 「為替ヘッジなしファンド」では、実質外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

### <限定為替ヘッジによる為替変動リスク軽減のイメージ図>



(注) マザーファンド(およびマザーファンドが投資するアロケーション・ファンド、短期米ドル債ETF)を通じて実質的に投資している資産

#### 限定為替ヘッジに関する注意事項

「限定為替ヘッジファンド」では、マザーファンド(およびマザーファンドが投資するアロケーション・ファンド、短期米ドル債ETF)を通じて実質的に投資しているすべての資産の発行通貨について対円での為替ヘッジを行うだけでなく、全資産を米ドルに換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り／円買いの為替取引を行うことを基本とします。

これにより、米ドル建資産については対円での為替変動リスクが軽減されますが、米ドル建て以外の資産については、その発行通貨が米ドルに対して下落した場合は基準価額の値下がり要因に、上昇した場合には値上がり要因になります。また、円の金利が米ドルの金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

アロケーション・ファンドは、米ドルベースでの収益の獲得を目指します。アロケーション・ファンドの米ドル／円為替変動の影響を軽減することが限定為替ヘッジの主な目的です。

「グローバルドライブ」構成ファンド間においてスイッチングができる場合があります。

※「グローバルドライブ」構成ファンドは、アセットマネジメントOne株式会社を委託会社とする特定のファンドをグループ化したものであり、その構成ファンドの名称には「グローバルドライブ」の語句が付されています。なお、構成ファンドを総称して「グローバルドライブ」という場合があります。

※スイッチングのお取り扱いの有無などは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。



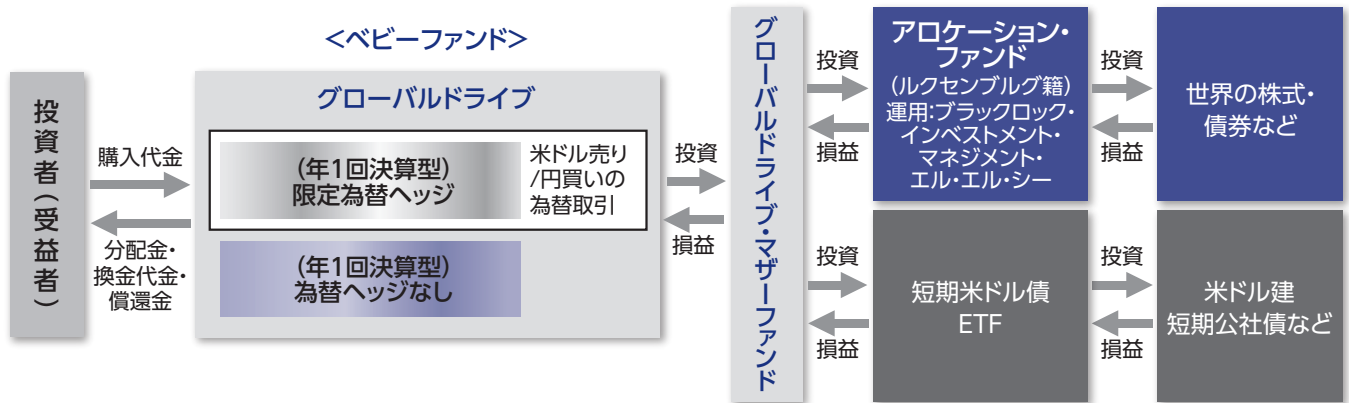
# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの仕組み

各ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド(各ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。

※マザーファンドは投資信託証券を投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用を行います。



## ■ 主な投資制限

|              |   |
|--------------|---|
| ファンドの投資制限    | 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には実質的に投資を行いません。 |
| 投資信託証券への投資割合 | 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。                         |
| 外貨建資産への投資割合  | 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。                          |

## ■ 分配方針

原則として、年1回(毎年2月18日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合などには、分配を行わないことがあります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



# ファンドの目的・特色

## 追加的記載事項

■各ファンドがマザーファンドを通じて実質的に投資する投資信託証券の概要は、以下のとおりです。

|            |   |
|------------|---|
| ファンド名      | ブラックロック・グローバル・ファンズ - グローバル・アロケーション・ファンド - クラスX  |
| 形態         | ルクセンブルグ籍外国投資法人 / 米ドル建投資証券   |
| 運用方針       | 世界中のさまざまな資産(株式・債券など)、国・地域、セクターなどから、投資魅力が高いと判断する資産を発掘します。多くの資産および銘柄(証券)に分散投資をすることで、株式投資より低いリスクで、競争力のあるリターンを獲得を目指します。<br>投資環境に応じて株式や債券などの各資産への配分比率や個別銘柄(証券)への投資比率を機動的に変更することで、中長期的なトータルリターンの最大化を目指します。                          |
| 主な投資制限     | <ul style="list-style-type: none"> <li>純資産総額の10%を超える借り入れは行わないこととします。</li> <li>同一発行体の証券への投資は、原則として純資産総額の10%以下とします。</li> </ul>  |
| 決算日        | 8月末   |
| 主な関係法人     | 管理会社: ブラックロック(ルクセンブルグ) エス・エー<br>投資運用会社: ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー<br>保管受託銀行: ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー / エヌ・ブイ   |
| 信託報酬等      | アロケーション・ファンドにおいて、管理会社および投資運用会社への報酬はかかりません。<br>(ただし、各ファンドの委託会社であるアセットマネジメント・One株式会社が受ける報酬から、マザーファンドの投資顧問会社であるブラックロック・ジャパン株式会社に投資顧問報酬が支払われます。そして、その投資顧問報酬から、アロケーション・ファンドの投資運用会社などへの報酬が支払われます。)アロケーション・ファンドの上記報酬制度は変更される場合があります。 |
| その他の費用・手数料 | 有価証券売買時の売買手数料、計算にかかる報酬、登録および名義書換代行事務会社報酬、税務顧問、法律顧問、ファンド監査人などへの報酬、取締役の報酬、保管受託銀行への報酬などがアロケーション・ファンドから支払われます。これらは定率でないため事前に概算料率や上限額などを表示することができません。  |
| 収益分配方針     | 原則として、年1回、経費控除後の利子配当等収益を分配します。<br>※分配原資が無い場合など分配を行わない場合もあります。   |
| 設定日        | 1997年1月3日(他の既存クラスを含めた当初の設定日)  |

※上記投資信託証券については、資金流入入にともない発生する取引費用などによる当該投資信託証券の純資産への影響を軽減するため、純資産価格の調整が行われることがあります。純流入額が純資産総額に対し所定の割合を超える場合には純資産価格が上方へ調整され、逆に純流出額が純資産総額に対し所定の割合を超える場合には純資産価格が下方に調整されます。したがって、資金流入入の動向が純資産価格に影響を与えることになります。

※上記の投資信託証券については、申込手数料はかかりません。

※上記の概要は、投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、概要は2024年11月19日現在のものであり、今後変更になる場合があります。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

各ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

### 株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

### 為替変動 リスク

<限定為替ヘッジファンド>為替ヘッジを行っても、為替相場の変動による基準価額への影響を完全には排除できません。

<為替ヘッジなしファンド>為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### 限定為替ヘッジファンド

[限定為替ヘッジファンド]では、実質的な外貨建資産については、原則としてファンドにおいて米ドル売り/円買いの為替取引を行います。この為替取引により(マザーファンドを通じて実質的に投資する)アロケーション・ファンドおよび短期米ドル債ETFが保有する米ドル建資産の対円での為替変動リスクは軽減されますが、米ドル建て以外の資産については米ドルに対する為替変動リスクを負うこととなります。したがって、それらの通貨が米ドルに対して下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、円の金利が米ドルの金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

### 金利変動 リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

### 信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる場合があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。投機的格付けが付与されているハイイールド債券や当該格付けが付与されている国が多い新興国の債券は、投資適格の債券に比べ信用リスクは高くなります。



# 投資リスク

## 流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

## カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、さまざまな地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

## 特定の投資 信託証券に 投資する リスク

組入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。

各ファンドが実質的に組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



# 投資リスク

## その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 各ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。そのため、各ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド(ベビーファンド)において、設定・換金や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合には、各ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



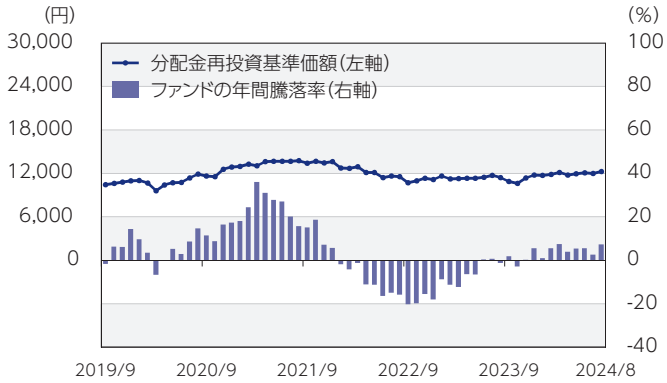


# 投資リスク

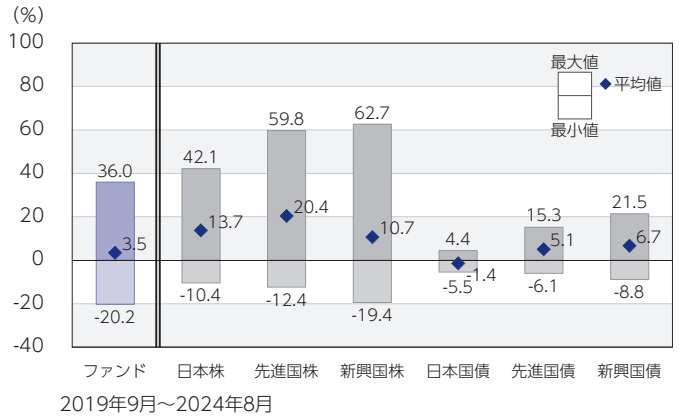
## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

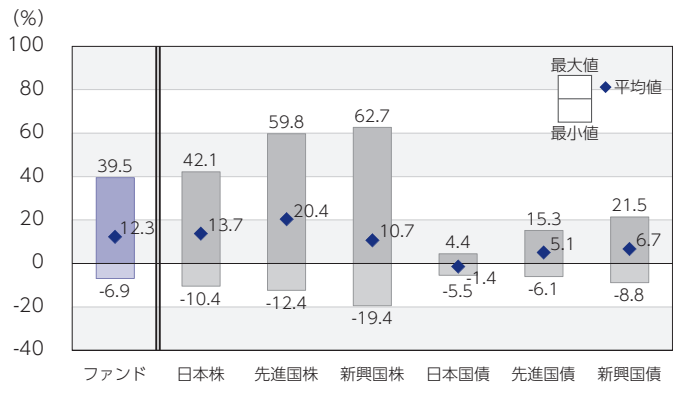
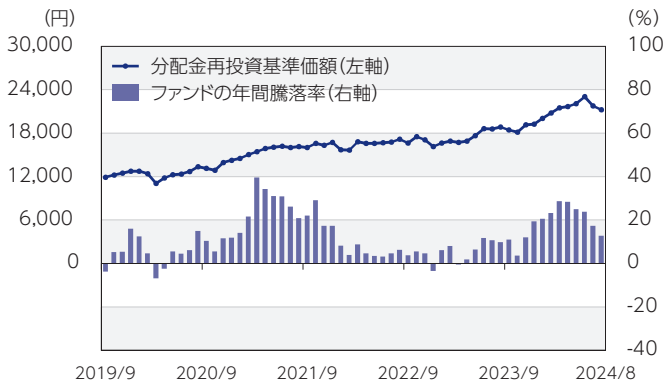
#### (年1回決算型) 限定為替ヘッジ



### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



#### (年1回決算型) 為替ヘッジなし



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。  
\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

|      |  |   |
|------|--|---|
| 日本株  | 東証株価指数 (TOPIX)<br>(配当込み)               | 「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。                   |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み、円ベース)         | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。   |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス<br>(配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。   |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債                           | 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本、円ベース)          | 「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。  |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)     | 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。   |

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

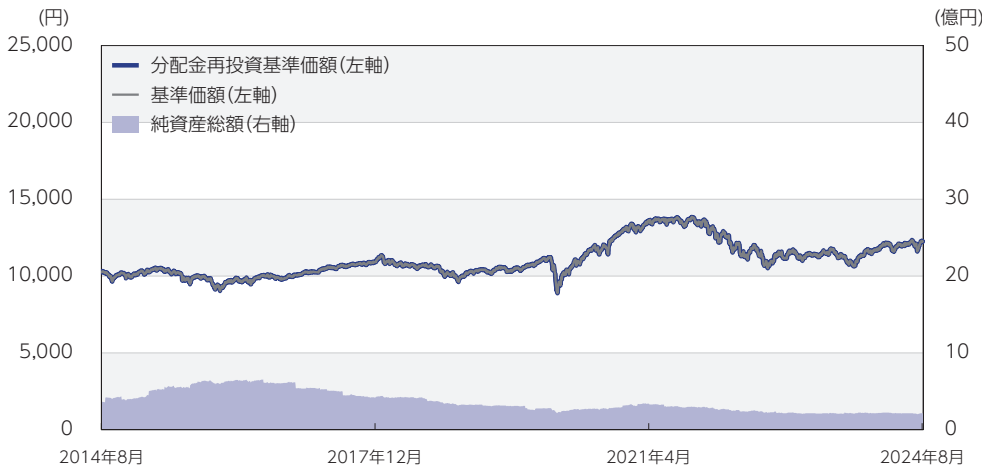


# 運用実績

データの基準日:2024年8月30日

(年1回決算型)限定為替ヘッジ

## 基準価額・純資産の推移 《2014年8月29日～2024年8月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 (設定日:2014年2月24日)

## 分配の推移 (税引前)

|          |    |
|----------|----|
| 2020年 2月 | 0円 |
| 2021年 2月 | 0円 |
| 2022年 2月 | 0円 |
| 2023年 2月 | 0円 |
| 2024年 2月 | 0円 |
| 設定来累計    | 0円 |

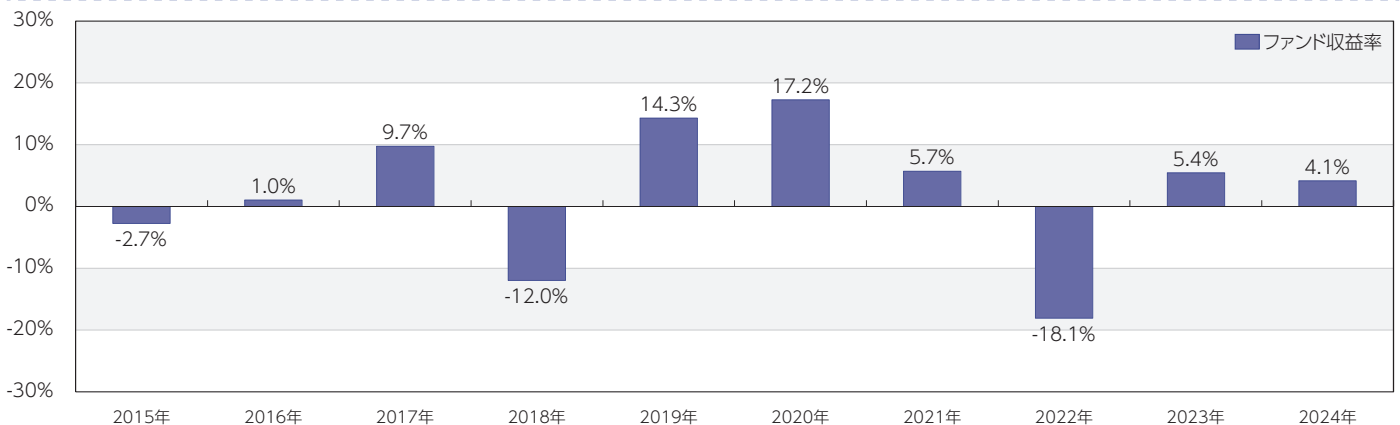
※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名               | 比率(%) |
|----|-------------------|-------|
| 1  | グローバルドライブ・マザーファンド | 97.35 |

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。  
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。  
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

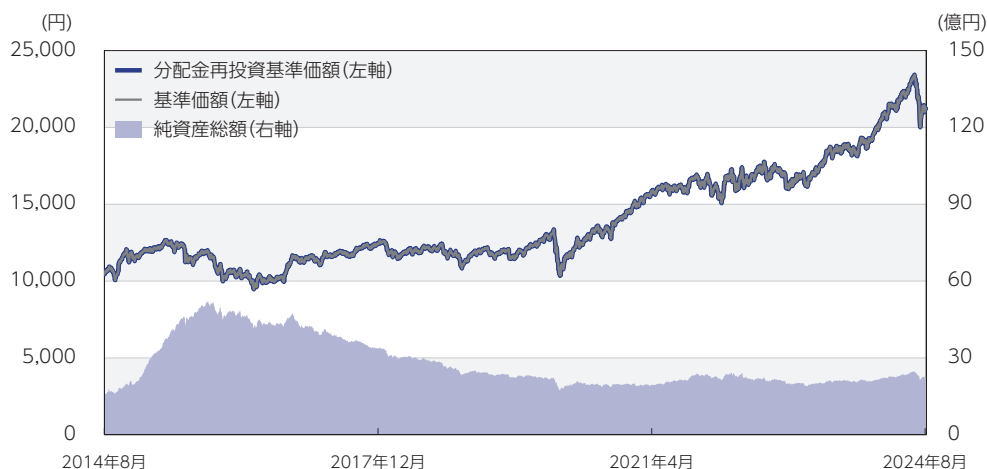


# 運用実績

データの基準日:2024年8月30日

(年1回決算型) 為替ヘッジなし

## 基準価額・純資産の推移 《2014年8月29日～2024年8月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 (設定日:2014年2月24日)

## 分配の推移(税引前)

|          |    |
|----------|----|
| 2020年 2月 | 0円 |
| 2021年 2月 | 0円 |
| 2022年 2月 | 0円 |
| 2023年 2月 | 0円 |
| 2024年 2月 | 0円 |
| 設定来累計    | 0円 |

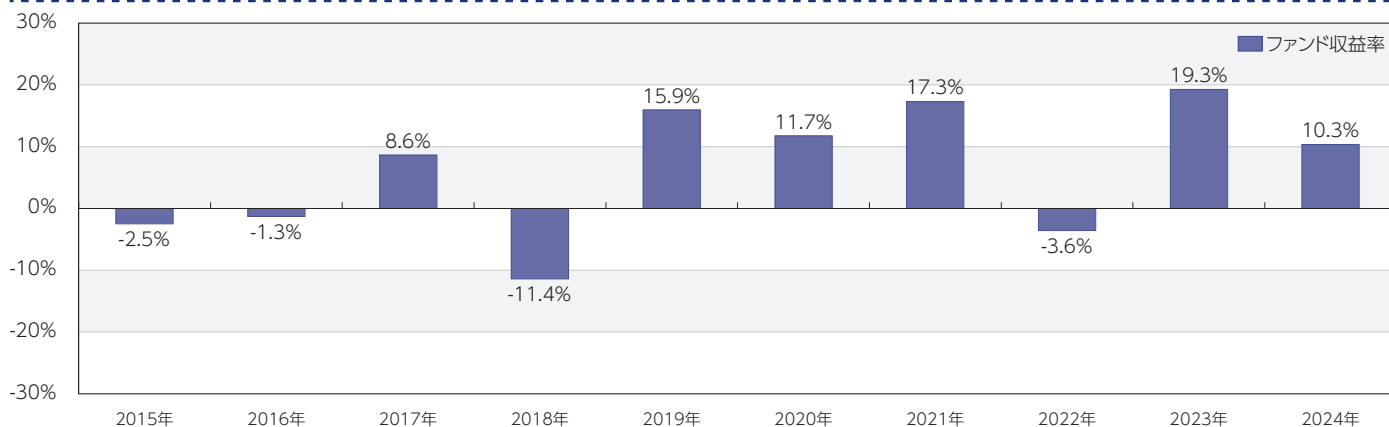
※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名               | 比率(%) |
|----|-------------------|-------|
| 1  | グローバルドライブ・マザーファンド | 98.40 |

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。  
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。  
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



# 運用実績

データの基準日:2024年8月30日

## 主要な資産の状況

### ■グローバルドライブ・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

#### 資産の状況

| 資産の種類                 | 比率(%)  |
|-----------------------|--------|
| 投資信託受益証券              | 0.25   |
| 内 アメリカ                | 0.25   |
| 投資証券                  | 98.53  |
| 内 ルクセンブルグ             | 98.53  |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 1.23   |
| 合計(純資産総額)             | 100.00 |

#### 組入銘柄

| 順位 | 銘柄名  | 種類       | 国/地域    | 比率(%) |
|----|--|----------|---------|-------|
| 1  | ブラックロック・グローバル・ファンズ・グローバル・アロケーション・ファンド・クラスX | 投資証券     | ルクセンブルグ | 98.53 |
| 2  | ISHARES SHORT TREASURY BOND ETF            | 投資信託受益証券 | アメリカ    | 0.25  |

### ■ブラックロック・グローバル・ファンズ・グローバル・アロケーション・ファンド(2024年8月30日現在)

※ブラックロックからの情報を基に作成しています。

※表①、表②の比率(%)は、ブラックロック・グローバル・ファンズ・グローバル・アロケーション・ファンドの純資産総額に対する割合です。

※表③、表④、表⑤、表⑥の比率(%)は、ブラックロック・グローバル・ファンズ・グローバル・アロケーション・ファンドの組入株式等または組入債券全体を100%とした場合の割合です。

#### ①資産配分

| 資産       | 比率(%) |
|----------|-------|
| 株式等      | 65.4  |
| 債券       | 28.0  |
| コモディティ   | 1.3   |
| キャッシュその他 | 5.3   |

#### ②通貨別比率

| 通貨   | 比率(%) |
|------|-------|
| 米ドル  | 60.4  |
| ユーロ  | 13.2  |
| 日本円  | 7.3   |
| 英ポンド | 4.3   |
| その他  | 14.8  |

#### ③株式等地域別比率

| 地域               | 比率(%) |
|------------------|-------|
| 北米               | 66.1  |
| 欧州               | 19.7  |
| 日本               | 8.2   |
| エマージング           | 5.8   |
| アジア・オセアニア(日本を除く) | 0.3   |

#### ④債券地域別比率

| 地域               | 比率(%) |
|------------------|-------|
| 北米               | 40.7  |
| 欧州               | 38.8  |
| エマージング           | 14.8  |
| アジア・オセアニア(日本を除く) | 5.1   |
| 日本               | 0.5   |

#### ⑤株式等業種別比率

| 業種         | 比率(%) |
|------------|-------|
| 情報技術       | 25.8  |
| 金融         | 16.4  |
| ヘルスケア      | 13.2  |
| 資本財・サービス   | 10.6  |
| 一般消費財・サービス | 10.6  |
| その他        | 23.4  |

#### ⑥債券種別比率

| 債券種別              | 比率(%) |
|-------------------|-------|
| 国債・政府機関債          | 54.4  |
| 社債                | 38.2  |
| 証券化商品             | 5.9   |
| 転換社債(株式オプション部分除く) | 0.6   |
| その他               | 1.0   |

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

|                    |   |
|--------------------|---|
| 購入単位               | 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)   |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)   |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。  |
| 換金単位               | 販売会社が定める単位  |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額   |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。   |
| 申込締切時間             | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。   |
| 購入の申込期間            | 2024年11月20日から2025年5月16日まで<br>※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。   |
| 購入・換金申込不可日         | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。<br>・ルクセンブルクの銀行の休業日 ・12月24日  |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。  |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みを取り消す場合があります。  |
| 信託期間               | 2029年2月19日まで(2014年2月24日設定)  |
| 繰上償還               | 各ファンドがマザーファンドを通じて実質的に投資するアロケーション・ファンドが、償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・アロケーション・ファンドの主要投資対象が変更となる場合</li> <li>・アロケーション・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合</li> </ul> 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各ファンドにおいて受益権の総口数が30億口を下回った場合</li> <li>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合</li> <li>・やむを得ない事情が発生した場合</li> </ul> |
| 決算日                | 毎年2月18日(休業日の場合は翌営業日)  |
| 収益分配               | 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※各ファンドのお申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。  |



## 手続・手数料等

|             |  |
|-------------|--|
| 信託金の限度額     | 各ファンドにおいて5,000億円   |
| 公 告         | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a> )に掲載します。   |
| 運 用 報 告 書   | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。  |
| 課 税 関 係     | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>各ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。                |
| ス イ ッ チ ン グ | 各ファンド間において乗り換え(スイッチング)ができる場合があります。<br>スイッチングの取扱いの有無などは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。<br>※スイッチングの方法などは、購入および換金の場合と同様になります。また、購入時手数料は販売会社が別途定めます。 |



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |  |   |        |      |      |         |                                  |      |         |   |      |         |                               |
|---------------------|--|---|--------|------|------|---------|----------------------------------|------|---------|---|------|---------|-------------------------------|
| 購入時手数料              | <p>購入価額に、<b>3.3%(税抜3.0%)</b>を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。</p> <p>購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。</p>   |   |        |      |      |         |                                  |      |         |   |      |         |                               |
| 信託財産留保額             | ありません。   |   |        |      |      |         |                                  |      |         |   |      |         |                               |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |  |   |        |      |      |         |                                  |      |         |   |      |         |                               |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | <p>各ファンドの日々の純資産総額に対して<b>年率2.068%(税抜1.88%)</b></p> <p>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき各ファンドから支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率1.15%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.70%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.03%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※委託会社の信託報酬には、グローバルドライブ・マザーファンドのアロケーション・ファンドへの投資の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(ブラックロック・ジャパン株式会社)に対する報酬(各ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの純資産総額に対して年率0.75%(税抜))が含まれます。</p> <p>※マザーファンドを通じて実質的に投資するアロケーション・ファンドでは直接の投資運用会社報酬などはありません。(ただし、各ファンドの委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社が受ける報酬から、マザーファンドの投資顧問会社であるブラックロック・ジャパン株式会社に投資顧問報酬が支払われます。そして、その投資顧問報酬から、アロケーション・ファンドの投資運用会社などへの報酬が支払われます。)アロケーション・ファンドの上記報酬制度は変更される場合があります。</p> <p>※マザーファンドを通じて実質的に投資する短期米ドルETFについては、市場の需給により価格が形成されるため、その費用を表示することができません。</p> | 支払先                                       | 内訳(税抜) | 主な役務 | 委託会社 | 年率1.15% | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価 | 販売会社 | 年率0.70% | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 受託会社 | 年率0.03% | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |
|                     | 支払先  | 内訳(税抜)                                    | 主な役務   |      |      |         |                                  |      |         |   |      |         |                               |
| 委託会社                | 年率1.15%  | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価          |        |      |      |         |                                  |      |         |   |      |         |                               |
| 販売会社                | 年率0.70%  | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |        |      |      |         |                                  |      |         |   |      |         |                               |
| 受託会社                | 年率0.03%  | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価             |        |      |      |         |                                  |      |         |   |      |         |                               |
| その他の費用・手数料          | <p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>・外国での資産の保管等に要する費用</li> <li>・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等</li> </ul> <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※投資対象とするアロケーション・ファンドにおいては、有価証券売買時の売買手数料、計算にかかる報酬、登録および名義書換代行事務会社報酬、税務顧問、法律顧問、ファンド監査人等への報酬、取締役の報酬、保管受託銀行への報酬等がかかります。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>  |   |        |      |      |         |                                  |      |         |   |      |         |                               |

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



# 手続・手数料等

## ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期                | 項目        | 税金  |
|-------------------|-----------|---|
| 分配時               | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## … (参考情報) ファンドの総経費率 …

| ファンド名            | 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|------------------|-----------|------------|-----------|
| (年1回決算型) 限定為替ヘッジ | 2.13%     | 2.07%      | 0.06%     |
| (年1回決算型) 為替ヘッジなし | 2.07%     | 2.07%      | 0.00%     |

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年2月21日～2024年2月19日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

なお、各ファンドについては、マザーファンドを通じて実質的に投資するアロケーション・ファンドで発生する運用管理費用以外の費用(年率0.06%)は、含まれておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。